

第9期 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

概要版



令和6年3月
那珂川市

計画策定の趣旨

令和5年版高齢社会白書によると、我が国の65歳以上人口は令和4年10月1日現在、3,624万人となっており、総人口に占める割合(高齢化率)は29.0%となっています。

今後、急速な高齢化の進展に加えて、労働人口(担い手)が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が予想されています。

本市においても、これまでの取り組みを検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、高齢者保健福祉を総合的、計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下、本計画という。)を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

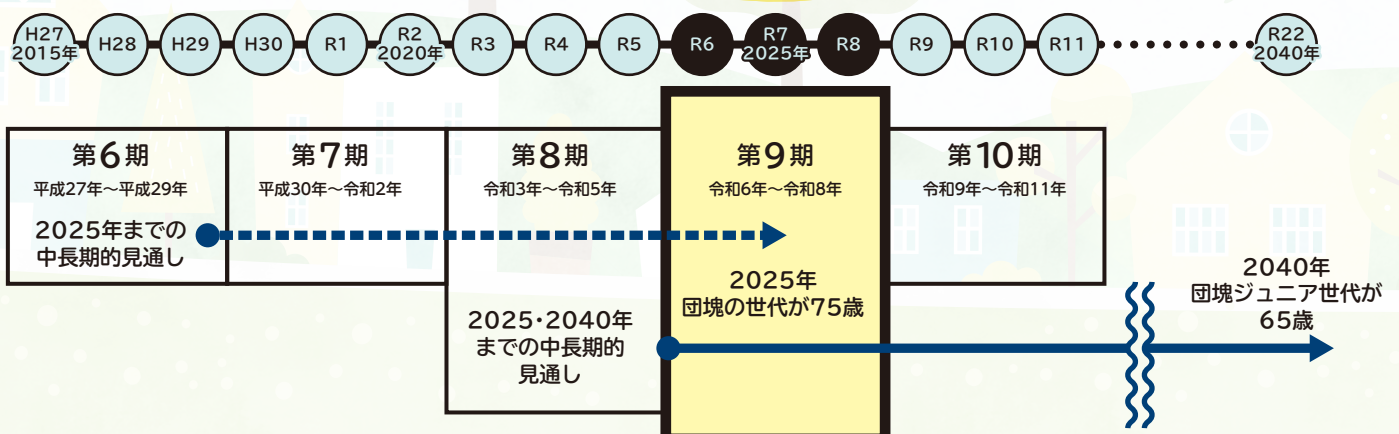
\\ 図表 1 計画の位置づけ //

計画名称	根拠法	主な対象者	計画の性格
高齢者保健福祉計画	老人福祉法第20条の8	・すべての高齢者	保健福祉事業全般に関する計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条	・要介護高齢者 ・要支援高齢者 ・要介護・要支援となるリスクの高い高齢者	介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための実施計画

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、2040年までの長期的な動向を踏まえつつ、前計画策定時の基本指針に盛り込まれた「地域包括ケアシステムの深化・推進」のための目標や具体的な施策を踏まえて策定します。

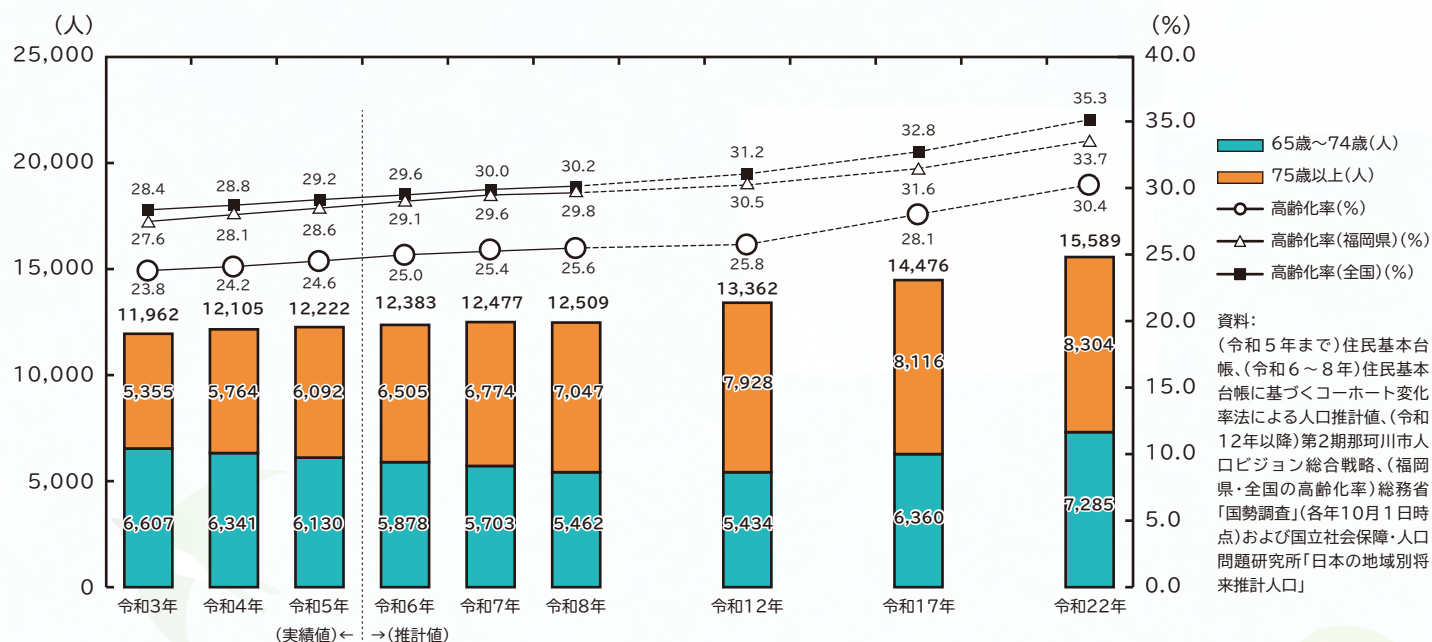
\\ 図表 2 計画の期間 //



高齢者人口・高齢化率の推移と推計

本市の高齢化率は、国、県の高齢化率を下回って推移していますが、第2期那珂川市人口ビジョン総合戦略の推計によると、本市の高齢化率は今後も上昇する見込みとなっており、令和22(2040)年には30.4%となることが見込まれています。

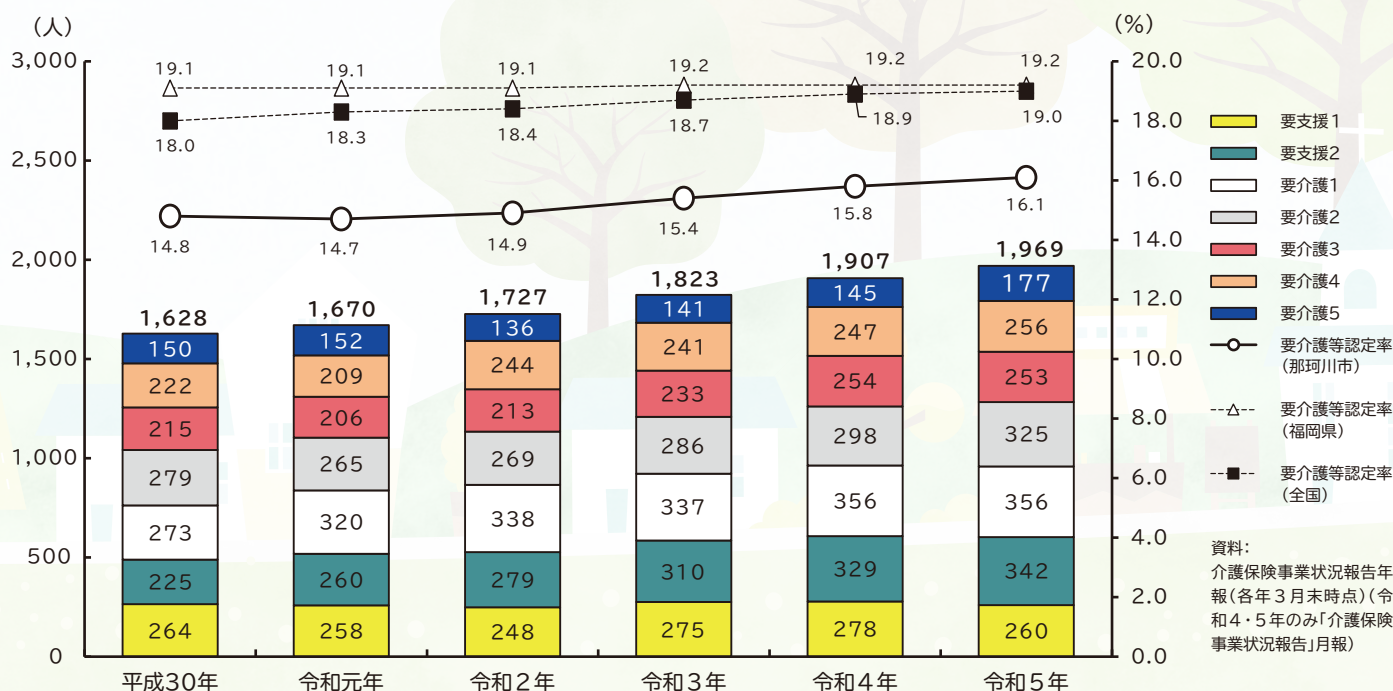
高齢者全体の数は令和3年以降、微増傾向となっており、75歳以上の後期高齢者は増加することが見込まれています。



要介護(支援)認定者数の推移

要介護等認定者数も増加傾向にあり、令和5年3月末時点で1,969人となっています。

要介護度の内訳をみると、いずれの要介護度もおおむね増加傾向で推移しています。



計画の基本理念と計画体系

前計画で、「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域社会を目指して」の基本理念のもと、本市では高齢者が住み慣れた地域で誰もが安心して、自分らしく充実した暮らしを送れるような体制づくりに取り組んできました。

基本理念は、那珂川市の目指す高齢者福祉の最終的な姿であることと、計画の継続性の観点から、本計画においても、この基本理念を踏襲します。

計画の体系

基本理念	基本目標	取り組み
高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域社会を目指して	1 包括的なケア体制の更なる充実	(1) 地域包括支援センターの機能強化
		(2) 在宅医療と介護連携の推進
		(3) 生活支援体制整備事業の推進と各種サービス提供体制の充実
		(4) 地域ケア会議の推進
		(5) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上
	2 認知症高齢者に向けた支援の充実	(1) 認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進
		(2) 認知症の早期発見及び重症化予防の推進
		(3) 認知症高齢者等を介護する家族への支援と地域における支援体制の充実
	3 介護予防・重症化防止の推進	(1) 介護予防普及啓発の実施
		(2) 高齢者の自立度に応じた介護予防施策の充実
		(3) 高齢者の健康づくりの推進
	4 高齢者が生き生きと安心して暮らすことができるまちづくりの推進	(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
		(2) 高齢者の見守り体制づくり
		(3) 高齢者の権利擁護の充実
		(4) 災害や感染症から高齢者を守る体制づくり

基本目標ごとの取り組み

基本目標1 包括的なケア体制の更なる充実

高齢者が地域で生活を続けていくためには、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防がそろった地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

地域包括ケア体制のさらなる充実に向け、地域包括支援センターの機能強化並びに在宅医療と介護連携の推進、生活支援体制整備事業や各種サービスの充実、地域ケア会議の推進、地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上に取り組めます。

成果指標

指 標	実績値(令和4年度)	令和8年度
地域包括支援センターの認知度※1	61.8%	80.0%
地域包括支援センターへ相談する人の割合※2	23.2%	40.0%

※1住民意識アンケートより

※2介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より

1

地域包括支援センターの機能強化

高齢者が、それぞれの状態に応じて、必要な生活支援、介護などのサービスを活用しながら、住みたい場所で安心して暮らせるよう、今後も引き続き、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて、地域包括支援センターの機能強化に取り組んでいきます。

2

在宅医療と介護連携の推進

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護が一体的に提供できる体制の整備に努めます。

3

生活支援体制整備事業の推進と各種サービス提供体制の充実

高齢者の生活状況や心身の状態にマッチした多様なサービスを提供するため、本市に住む高齢者のニーズの把握に努めるとともに、在宅での生活を支えるサービスの提供体制の確保・充実に努めます。



4 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの実現のため、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくことを目的に、多職種協働による個別事例の検討などの話し合いの場として、地域ケア会議を開催します。また、地域課題の抽出方法や、地域課題を評価する仕組みを整えるために助言者連携会議を開催します。

5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上

高齢者の生活を支援するための多様なサービス・支援等を充実させるため、介護人材確保の基盤整備並びに資質の向上に取り組むとともに、介護職の魅力を発信するほか、働く環境の改善等に努めます。



基本目標2 // 認知症高齢者に向けた支援の充実

本市では今後、後期高齢者が増加することが予想されており、それに伴い、認知症高齢者も増加することが予想されます。

認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の早期発見及び重症化予防の推進、認知症高齢者等を介護する家族への支援と地域における支援体制の充実に取り組むとともに、認知症の予防に関する取り組みと、認知症になっても安心して生活ができる街づくりを推進していくため、認知症施策推進大綱を踏まえた各種取り組みを推進していきます。

成果指標

指 標	実績値(令和4年度)	令和8年度
認知症に関する相談窓口の認知度※3	31.0%	50.0%
在宅での介護と仕事の両立に問題を感じている介護者の割合※4	77.1%	70.1%

※3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より

※4 在宅介護実態調査より



1 認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症に対して誰もが正しく理解し、対応できるよう、今後も引き続き、認知症に関する正しい理解の促進に努めます。



2 認知症の早期発見及び重症化予防の推進

認知症施策推進大綱等を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症に関する各種取り組みや支援の充実を図り、認知症高齢者への支援を行うことはもちろん、認知症になった場合の相談先等の周知啓発などの取り組みを進めます。



3 認知症高齢者等を介護する家族への支援と地域における支援体制の充実

介護離職や介護による孤立を防ぐためにも、また、認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするためにも、家族に対する支援や地域での支え合い等の取り組みを推進していきます。

基本目標3 // 介護予防・重症化防止の推進

高齢者ができる限り健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないようにするためには、介護予防を推進する必要があります。

介護予防の重要性について普及啓発を行うとともに、高齢者の自立度に応じた介護予防施策の充実と高齢者の健康づくりの推進に取り組みます。

成果指標

指 標	実績値(令和4年度)	令和8年度
主観的健康感が良好な高齢者の割合※5	69.4%	76.0%
主観的幸福感が「高い」高齢者の割合※5	58.6%	64.5%

※5 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より

1 介護予防普及啓発の実施

高齢者の健康に対する意識を高め、生きがいを持って暮らしていくことができるよう、介護予防の重要性に関する啓発に取り組みます。

2 高齢者の自立度に応じた介護予防施策の充実

要支援・要介護になるリスクを有する高齢者を早期発見し、運動機能や口腔機能の向上、あるいは栄養改善など、一人ひとりに合ったきめ細かい介護予防プランを作成し、介護予防の必要な人が自ら意欲を持ち、生活の一部として無理なく介護予防に取り組んでもらえるよう、介護予防施策に取り組みます。

3 高齢者の健康づくりの推進

高齢者の健康づくり施策と保健事業を一体的に推進し、介護予防や健康づくりに関する周知・啓発を図り、生きがいづくりや通いの場の拡充等の取り組みを行っていきます。



基本目標4 // 高齢者が生き生きと安心して暮らすことができるまちづくりの推進

安心して暮らせることは、本市に暮らすすべての住民にとって無くてはならないものです。災害や犯罪を防ぐことのできる安全・安心なまちづくりの推進と体制整備を推進していくことはもちろん、認知症や要介護状態になった場合でも、それまで通りの生活を、できる限り続けていくための支援や取り組みを充実させていく必要があります。

高齢者が生き生きと安心して暮らせるよう、生きがいがづくりと社会参加の促進、見守り体制づくり、権利擁護の充実、災害・感染症対策に取り組めます。

成果指標

指 標	実績値(令和4年度)	令和8年度
「生きがい」のある高齢者の割合※6	55.1%	60.6%
地域住民の有志による活動への参加者としての参加希望率※6	48.8%	53.7%

※6 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より

1 高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進

高齢者が、これまでの人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として生きがいを持って活躍するため、働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げるための取り組みを推進していきます。

2 高齢者の見守り体制づくり

高齢者の孤立等を防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためにも、引き続き、関係機関との連携のもと、安否確認や日常的な生活の状況を把握するための取り組みを行っていきます。

3 高齢者の権利擁護の充実

高齢者に対する虐待を防止するため、また、万が一虐待が起きてしまった場合も、早期発見でき、適切な対応が取れるような体制を整備します。

さらに、加齢に伴う判断能力の低下や認知症等により、適切な判断ができない高齢者が地域の中で安心して生活を送るため、高齢者の権利を擁護し、自立した生活を支えていくための取り組みを推進していきます。

4 災害や感染症から高齢者を守る体制づくり

自主防災組織の設立や情報伝達のための環境づくりなどの必要な基盤整備を図るとともに、那珂川市地域防災計画との整合のもと、市民一人ひとりの災害に対する意識や知識の向上、関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応・救援体制づくりに取り組みます。

また、災害や感染症対策に係る体制整備についても、本市で暮らす高齢者が安心して暮らせるよう取り組みます。

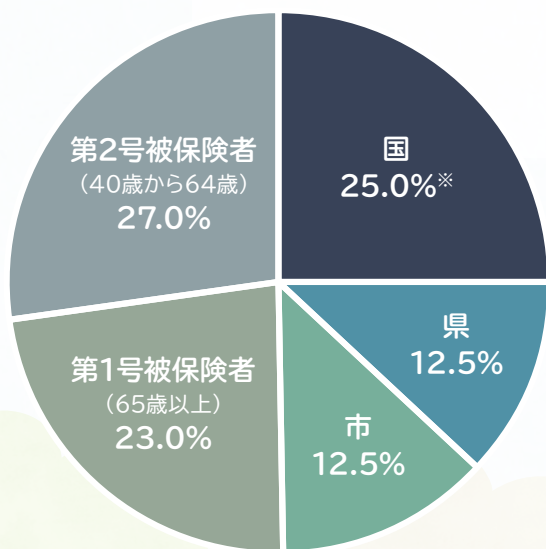
令和6年度～令和8年度の介護保険料

第1号被保険者の負担割合

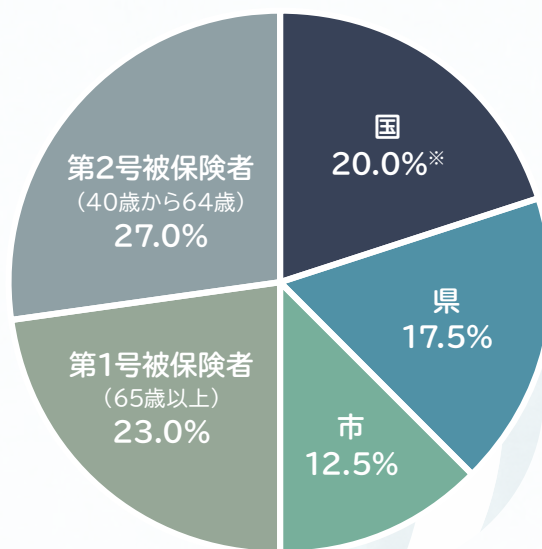
事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担（1割～3割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分の半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められています。

標準給付費

（居宅サービス・地域密着型サービス給付費）

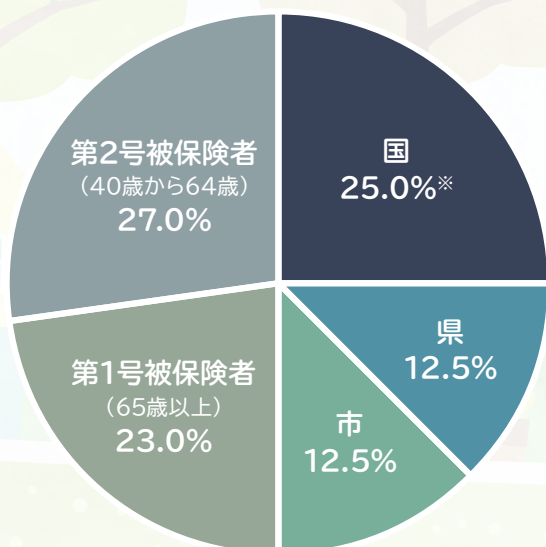


（施設給付費）

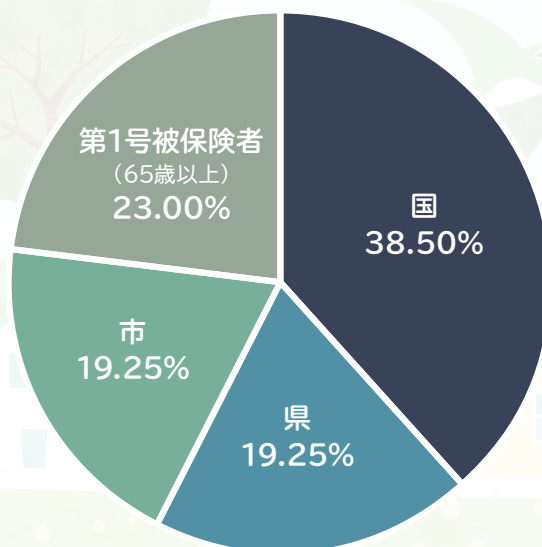


地域支援事業費

（介護予防・日常生活支援総合事業）



（包括的支援事業費・任意事業費）



※「居宅サービス・地域密着型サービス給付費」、「施設給付費」、「介護予防・日常生活支援総合事業」の国の負担割合には、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付する調整交付金が含まれます。

介護保険料と保険料段階（令和6年度～令和8年度）

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	保険料月額 (円)	保険料年額 (円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者、本人の（公的年金等収入額＋その他の合計所得金額）が80万円以下で世帯全員が市町村民税非課税	0.285 (0.455)	1,796 (2,867)	21,550 (34,400)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の（公的年金等収入額＋その他の合計所得金額）が120万円以下	0.485 (0.685)	3,056 (4,316)	36,670 (51,790)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の（公的年金等収入額＋その他の合計所得金額）が120万円超	0.685 (0.69)	4,316 (4,347)	51,790 (52,160)
第4段階	本人が市町村民税非課税で世帯員に市町村民税課税者があり本人の（公的年金等収入額＋その他の合計所得金額）が80万円以下	0.9	5,670	68,040
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税で世帯員に市町村民税課税者があり本人の（公的年金等収入額＋その他の合計所得金額）が80万円超	1.0	6,300	75,600
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円未満	1.2	7,560	90,720
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満	1.3	8,190	98,280
第8段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が300万円未満	1.5	9,450	113,400
第9段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が400万円未満	1.7	10,710	128,520
第10段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が500万円未満	1.8	11,340	136,080
第11段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が600万円未満	1.9	11,970	143,640
第12段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が700万円未満	2.1	13,230	158,760
第13段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が800万円未満	2.3	14,490	173,880
第14段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が800万円以上	2.4	15,120	181,440

那珂川市 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版 令和6年3月

【発行・編集】那珂川市 健康福祉部 高齢者支援課

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

TEL.092-953-2211(代) FAX.092-953-2312

